第７　その他 上記第２から第６までに規定するもののほか、機構及び機構委託クラウド事業者は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容を踏まえ、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。	第６　その他 上記第２から第５までに規定するもののほか、機構は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容を踏まえ、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第三百五十号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の四十二第三項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百四十九号（地方税法施行規則第二十四条の四十二第三項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年九月二十四日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　用語の定義 ［１　略］ ２　機構委託クラウド事業者 機構サーバに係るクラウドサービスを提供することができる事業者で、この基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと機構が認め、機構からの委託（他の事業者に対する再委託を含む。）を受けた事業者 ３～６　［略］ ７　機構サーバ 都道府県知事及び市区町村長に対する納税情報の送信、都道府県知事及び市区町村長からの納付書情報の受信、当該受信した納付書情報の記録並びに共通口座を管理する金融機関に対する払込依頼情報の送信を行うための機構の使用に係る電子計算機 ８～24　［略］ 第３　機構等の体制、規程等の整備 機構及び機構委託クラウド事業者は、次に掲げる事項（機構委託クラウド事業者については、４⑶に掲げる事項を除く。）を行わなければならない。 ［１～４　略］ 第４　地方税共通納税システムの環境及び設備 機構及び機構委託クラウド事業者は、次に掲げる事項を行わなければならない。 ［１　略］ ２　障害の防止等 地方税共通納税システムの構成機器及び関連設備の障害及び損傷を防止し、検知し、並びに障害及び損傷に対する対策を図るため、必要な設備を整備すること。 ［３　略］ 第５　機構等における運用管理上の安全性及び信頼性の確保 機構及び機構委託クラウド事業者は、次に掲げる事項（機構委託クラウド事業者については、９、10及び11⑵に掲げる事項を除く。）を行わなければならない。 ［１～11　略］	第１　用語の定義 ［１　同左］ ［新設］ ２～５　［同左］ ６　機構サーバ 都道府県知事及び市区町村長に対する納税情報の送信、都道府県知事及び市区町村長からの納付書情報の受信、当該受信した納付書情報の記録並びに共通口座を管理する金融機関に対する振込依頼情報の送信を行うための機構の使用に係る電子計算機 ７～23　［同左］ 第３　機構の体制、規程等の整備 機構は、次に掲げる事項を行わなければならない。 ［１～４　同左］ 第４　地方税共通納税システムの環境及び設備 機構は、次に掲げる事項を行わなければならない。 ［１　同左］ ２　障害の防止等 地方税共通納税システムの構成機器及び関連設備の障害及び損傷を防止し、検知し、及び障害及び損傷に対する対策を図るため、必要な設備を整備すること。 ［３　同左］ 第５　機構における運用管理上の安全性及び信頼性の確保 機構は、次に掲げる事項を行わなければならない。 ［１～11　同左］